

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔平成30年3月31日
条例第22号〕

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。